

委員長会議事項書

令和8年10月2日（金）

全員協議会終了後

601 特別委員会室

1 次期総合計画案の調査等について（資料1～2）

2 その他

9 月定例月会議における次期総合計画案の調査等について

1 今回提出の次期総合計画案における調査方法

執行部は、令和 8 年 10 月 2 日開催の全員協議会で次期総合計画案を示し、10 月 5 日からの各行政部門別常任委員会においても同案を説明することとしている。

議会としては、同日の全員協議会は、関係部局長同席の上、知事から総括的な説明を受け、総括的な質疑を行い、5 日からの各行政部門別常任委員会で詳細な調査を行うこととする。

2 今回提出の次期総合計画案に対する執行部への申し入れ

今回の執行部への申し入れについては、上記の全員協議会や各行政部門別常任委員会における質疑等の状況を踏まえ、判断することとする。

<参考 9 月定例月会議におけるスケジュール>

9 / 24 (木)	執行部説明会（全員協議会開催の申し入れ） 代表者会議（調査方法の決定）
10 / 2 (金)	全員協議会（知事等から総括説明・総括質疑） 委員長会議（詳細調査の方法・進め方を確認）
10 / 5 (月)～8 (木)	行政部門別常任委員会（詳細調査）
10 / 28 (水) 頃	全員協議会（行政部門別常任委員会からの意見集約） ※知事に意見を申し入れる場合

次期総合計画案の調査等について

1 調査主体について

本日の全員協議会で、執行部から説明された次期総合計画案については、今後、各行政部門別常任委員会において、現計画における施策の取組の成果と課題等が説明されるため、各行政部門別常任委員会で詳細に調査を行うものとする。

2 今後のスケジュール（案）について

- 10月2日 全員協議会（知事等から総括説明・総括質疑）
委員長会議（詳細調査の進め方を確認）
- 10月5日～8日 各行政部門別常任委員会（詳細調査）

～知事に意見を申し入れる場合～

- 10月28日頃 全員協議会（各行政部門別常任委員会からの意見集約）
- 11月 委員長会議（知事への申し入れ内容の最終調整）
知事への申し入れ
- 令和9年2月 全員協議会（中間案の提示・申し入れの反映状況回答）

3 調査の進め方等について

調査の進め方等は別紙1、調査の留意点は別紙2とし、これらに沿って調査等を実施することとする。

次期総合計画案に係る調査等の進め方について

10月2日 全員協議会（実施済み）

知事から案の総括説明を受けるとともに、知事・関係部局長から総括説明に対する質疑への回答を受けた。

10月2日 委員長会議

各行政部門別常任委員会における詳細調査の進め方を確認する。

10月5日～8日 各行政部門別常任委員会

詳細調査を行う。詳細調査の進め方は以下のとおりとし、別紙2に留意して調査する。

- ①執行部から、現計画における施策の取組の成果と課題等について説明を受ける。
- ②執行部からの説明に対する質疑を行う。
- ③特に中間案へ反映すべき事項がある場合、施策ごとに委員会としての意見をまとめる。

～知事に意見を申し入れる場合～

10月28日頃 全員協議会（執行部は出席しない予定）

各行政部門別常任委員会での調査結果や10月2日の全員協議会での意見を踏まえ、案について議員間で協議し、申入書（案）を取りまとめる。

協議方法は以下のとおりとする。

- ①各行政部門別常任委員会委員長から委員会の意見を報告する。
- ②各行政部門別常任委員会委員長からの説明に対する質疑を行う。
- ③知事への申し入れ内容を協議し、申入書（案）を取りまとめる。

11月 委員長会議

全員協議会での協議内容を踏まえて作成した申入書（案）について、最終調整を行う。

11月 知事への申し入れ

正副議長及び各行政部門別常任委員会委員長連名の申入書を知事に提出する。

基本的な考え方や構成に関する意見など総括的な意見については議長から、個別施策については各行政部門別常任委員会委員長から申し入れを行う。

令和9年2月 全員協議会

中間案とともに、知事への申し入れ内容の反映状況などについて、知事から説明を受ける。

行政部門別常任委員会における次期総合計画案に係る調査の留意点について

各行政部門別常任委員会における次期総合計画案の調査については、県政レポート（案）の調査に準じて実施することとし、実施の際は以下に留意して調査する。

留意点 1 執行部から説明を受ける施策について

主担当部局に係る施策に加え、主担当部局以外の施策についても、関連する事業の成果や課題は、執行部から説明を受けることとする。

また、関係部局も同席することとし、執行部の出席者に不足がないか、正副委員長から（執行部の正副委員長レク等のタイミングで）確認することとする。

なお、特に中間案に反映すべき意見があれば、主担当部局を所管する委員会でとりまとめていただきますようお願いします。

※関係する委員会から意見を述べたい場合は、以下の方法を参考にして行うこととする。

【想定される方法】

- ・会派内で事前に調整し、主担当部局の委員会に属する同一会派の委員により意見を述べる。
- ・傍聴議員として意見を述べる。
- ・関連する委員会の委員長から主担当部局の委員会の委員長に申し送りの上、検討を依頼する。

留意点 2 調査で使用する資料について

「みえ元気プランの検証と 2031 年の目標」の本冊を原則使用することとする。その際、関連する委員会で質疑等が行いやすくなるよう、各施策の主担当部局と関係部局を一覧にした資料を配付する。

なお、特に抜粋版を希望する場合は、委員長に申し出をし、委員長の判断で抜粋版の資料を当該委員用に事務局で準備することを可能とする。